



福島医発第 660 号 (地)

平成 26 年 5 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部改正等について

公害医療機関の診療報酬の額の算定方法は、一部公害疾患特掲診療費等を除き、健康保険における「診療報酬の算定方法」に準じて取り扱われているところであります。

今般、健康保険における平成 26 年度診療報酬改定において、訪問看護療養費明細書（様式第 4）の一部が改正されたことに伴い、「公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成 26 年 4 月 25 日付環境省令第 13 号）により、様式第 6 号「公害訪問看護報酬明細書」が改正され、公布の日から施行された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、この改正に伴い同日付で、「「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について」が環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長より明細書の記載方法等が示され、本年 4 月診療分より適用された旨日本医師会より通知がありましたので、併せてご連絡いたします。

なお、改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができることとされておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

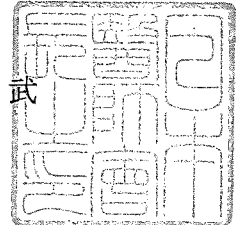
日医発第158号(保42)

平成26年5月14日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武



公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部改正等について

公害医療機関の診療報酬の額の算定方法は、一部公害疾患特掲診療費等を除き、健康保険における「診療報酬の算定方法」に準じて取り扱われているところであります。

今般、健康保険における平成26年度診療報酬改定において、訪問看護療養費明細書(様式第4)の一部が改正されたことに伴い、「公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成26年4月25日付環境省令第13号)により、様式第6号「公害訪問看護報酬明細書」が改正され、公布の日から施行されましたのでご連絡申し上げます。

また、これに伴い同日付で、「「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について」が環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室長より通知され、明細書の記載方法等が示され、本年4月診療分より適用されましたので、併せてご連絡いたします。

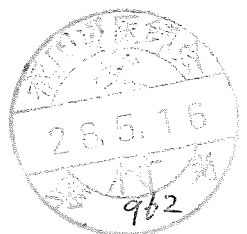
なお、同省令附則第2項により、「改正前の様式による用紙については、当分の間これを使用することができる。」としておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令
(官報 平成26年4月25日(号外第93号)抜粋)
2. 「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について
(平26.4.25 環保企発第1404251号 環境省総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室長通知)



官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

(号外第93号)

官 報

1 平成26年4月25日 金曜日

目次

〔法 律〕

○外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法の一部を改正す
る法律 (二九)

○中心市街地の活性化に関する法律の
一部を改正する法律 (三〇)

〔政 令〕

○権利移転等の促進計画に係る土地に
ついての不動産登記に関する政令の一
部を改正する政令 (一六八)

○警察法施行令及び道路交通法施行令
の一部を改正する政令 (一六九)

○鳥インフルエンザ (H7N9) を指
定感染症として定める等の政令の一
部を改正する政令 (一七〇)

○雨水の利用の推進に関する法律の施
行期日を定める政令 (一七一)

○雨水の利用の推進に関する法律第二
条第二項の法人を定める政令
(一七二)

〔省 令〕

○鳥インフルエンザ (H7N9) を指
定感染症として定める等の政令の施
行に伴う感染症の予防及び感染症の
患者に対する医療に関する法律施行
規則の準用に関する省令の一部を改
正する省令 (厚生労働五八)

○公害医療機関の診療報酬の請求に関
する省令の一部を改正する省令
(環境一三)

〔規 則〕

○特定個人情報保護委員会の所管する
法令に係る行政手続等における情報
通信の技術の利用に関する法律施行
規則 (特定個人情報保護委二)

〔告 示〕

○タイヤの表示に関する公正競争規約
の一部変更を認定した件
(公正取引委・消費者庁二)

○国債証券買入銷却法第一条の規定に
よる国債の買入消却に関する件
(財務一四一、一四四)

○文化財を登録有形文化財に登録する
件 (文部科学六八)

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制
による生物の多様性の確保に関する
法律第四条第一項の規定の承認の件
(文部科学・環境一)

〔官庁報告〕

官庁事項

有機農業の推進に関する基本的な方針
の公表について (農林水産省)

本号で公布された 法令のあらまし

◇外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部を改正する法律 (法律第二九号)
(法律省)

1 外国法事務弁護士法人制度の創設 (第五章関
係)

(一) 設立
外国法事務弁護士は、第五章の定めるところにより、外国法事務弁護士法人を設立することができるとした。(第五〇条の二関係)

(二) 名称
外国法事務弁護士法人は、その名称中に外国法事務弁護士法人という文字を使用しなればならないこととした。(第五〇条の三関係)

(三) 社員の資格
外国法事務弁護士法人の社員は、外国法事務弁護士でなければならないものとし、業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者など一定の事由に該当する者は、外国法事務弁護士法人の社員となることのできないこととした。(第五〇条の四関係)

(四) 業務の範囲
(1) 外国法事務弁護士法人は、外国法に関する法律事務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき外国法事務弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができることとした。ただし、一定の業務については、この限りでないこととした。(第五〇条の五第一項関係)

(2) 外国法事務弁護士法人は、前記(1)のほか、国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができることとした。(第五〇条の五第二項関係)

(五) 業務の執行
(1) 外国法事務弁護士法人の社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、当該社員の実資格国法に関する法律事務及び国際仲裁事件の手続についての代理について業務を執行することとした。(第五〇条の八第一項関係)

(2) 業務を執行する社員は、前記(1)に規定するもののほか、指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができることとした。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務及び当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでないこととした。(第五〇条の八第二項関係)

(3) 業務を執行する社員は、前記(1)及び(2)に規定するもののほか、第五〇条の二第一項各号に掲げる者の書面による助言を受けて、ときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができることとした。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務及び当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでないこととした。(第五〇条の八第三項関係)

(4) 業務を執行する社員は、前記(1)から(3)までにより執行することのできる業務であっても、第三条第二項各号に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないこととした。(第五〇条の八第四項関係)

(五) 業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて
業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第五項関係)

(六) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第六項関係)

(2) 業務を執行する社員は、前記(1)に規定するもののほか、指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができることとした。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務及び当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでないこととした。(第五〇条の八第二項関係)

(3) 業務を執行する社員は、前記(1)及び(2)に規定するもののほか、第五〇条の二第一項各号に掲げる者の書面による助言を受けて、ときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができることとした。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務及び当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでないこととした。(第五〇条の八第三項関係)

(4) 業務を執行する社員は、前記(1)から(3)までにより執行することのできる業務であっても、第三条第二項各号に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないこととした。(第五〇条の八第四項関係)

(五) 業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて
業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第五項関係)

(六) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第六項関係)

(七) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第七項関係)

(八) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第八項関係)

(九) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第九項関係)

(十) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第十項関係)

(十一) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第十一項関係)

(十二) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第十二項関係)

(十三) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第十三項関係)

(十四) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第十四項関係)

(十五) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第十五項関係)

(十六) 業務の範囲を超える法律事務の命令をしてはならないこととした。(第五〇条の八第十六項関係)

- 術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人労働者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人文化財機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人人酒類総合研究所、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人人種苗管理センター、独立行政法人人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人
- 二 日本私立学校振興・共済事業団
- 三 沖縄振興開発金融公庫
- 四 株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫
- 五 日本中央競馬会及び日本年金機構
- 附 則
- (施行期日)
- この政令は、雨水の利用の推進に関する法律の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。
- 一 (国立大学法人法施行令の一部改正)
- 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。
- 第二十三条第二項の表に次のように加える。

- 雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二條第二項、第三條第二項、第十條第一項及び同條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）
- （総合法律支援法施行令の一部改正）
- 三 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。
- 第十九條第三項に次の一号を加える。
- 六 雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二條第二項、第三條第二項、第十條第一項及び同條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。） 同法第二條第二項の政令で定める独立行政法人
- 省 令
- 厚生労働省令第五十八号
- 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百二十九号）第二條第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定に基づき、鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
- 平成二十六年四月二十五日 厚生労働大臣 田村 憲久
- 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令
- 鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十二号）の一部を次のように改正する。
- 附則第二項中「二年」を「二年」に改める。
- 附 則
- この省令は、公布の日から施行する。
- 環境省令第十三号
- 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第十八條の規定に基づき、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
- 平成二十六年四月二十五日 環境大臣 石原 伸晃
- 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和四十九年総理府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番黒刷りとすること。



環企発第1404251号

平成26年4月25日

公害健康被害の補償等に関する法律

主管部（局）長 殿

環境省総合環境政策局

環境保健部企画課保健業務室長

「公害医療機関の診療報酬の請求について」の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律に規定する公害医療機関の診療報酬の請求については、平成9年3月31日環企第166号本職通知「公害医療機関の診療報酬の請求について」により取り扱われているところである。

今般、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成26年環境省令第13号）が平成26年4月25日に公布され、同日施行されたこと等に伴い、本職通知の一部を下記のとおり改正し、本年4月診療分から適用することとしたので、関係者への周知を図るとともに、適正な運用に努められたい。

なお、同省令附則第2項の規定により、この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるとされていることを念のため申し添える。

記

1 記のⅢの第2の2の(14)のアを次のように改める。

ア 「⑩」欄について

保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は⑩の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑩の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合は⑩の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01の1のイの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪

問看護を行った日数を記載し、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。また、週4日以降の訪問看護を行った場合は行を改めて訪問看護告示別表01の1のイの(2)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、指定訪問看護を保健師、助産師又は看護師が行った場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のイに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「(3人以上)(週3日目まで)(週4日目以降)」の「円×日」の項を使用すること。

2 記のⅢの第2の2の(14)のイを次のように改める。

イ 「⑫」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の1のロの(1)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の01の1のロの(2)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、准看護師が指定訪問看護を行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「(3人以上)(週3日目まで)(週4日目以降)」の「円×日」の項を使用して同様に記載すること。

3 記のⅢの第2の2の(16)の才中「重症者管理加算」を「特別管理加算」に改める。

公害訪問看護報酬明細書				平成 年 月 分		
公害医療手帳の記号番号						
氏 名		1男 2女 1男 2大 3昭 4平 年生		公害医療機関の所在地及び名称		
心 身 の 状 態	訪問開始 年 月 日	年 月 日		実日数		
	訪問終了 年 月 日 時 分	年 月 日 午前 午後 時 分		日		
	訪問終了 の 状 況	1 軽快 2 施設 3 医療機関 4 死亡 5 その他 ()				
	死亡時刻	年 月 日 午前 午後 時 分				
指示 期 間	指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日		主治医の属する医療機関の名称			
	(特別指示期間) 年 月 日 ~ 年 月 日		主治医の氏名			
主治医への直近報告年月日 年 月 日			情報提供先の市(区)町村等の名称			
提供した情報の概要			特記事項			
基 本 療 養 費	⑪ 看護師等 (週3日目まで) 円 × 日 円 (週4日目以降) 円 × 日 円 (3人以上) 円 × 日 円	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	訪問日			
	⑫ 准看護師 (週3日目まで) 円 × 日 円 (週4日目以降) 円 × 日 円 (3人以上) 円 × 日 円		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			
	⑬ 理学療法士等 (週3日目まで) 円 × 日 円 (週4日目以降) 円 × 日 円 (3人以上) 円 × 日 円					
	⑭ 専門の研修を受けた看護師 (週3日目まで) 円 × 日 円 (週4日目以降) 円 × 日 円					
	⑮ 難病等複数回訪問加算 円 × 日 円					
	⑯ 緊急訪問看護加算 円 × 日 円					
	⑰ 長時間訪問看護加算 円 × 日 円					
	⑱ 複数名訪問看護加算 看護師等 円 × 日 円 理学療法士等 円 × 日 円 准看護師等 円 × 日 円 看護補助者 円 × 日 円					
	⑲ 夜間・早朝訪問看護加算 円 × 日 円					
	⑳ 深夜訪問看護加算 円 × 日 円					
	小 計 ① 円					
	② 管理療養費 円 + 円 × 日 円					
	③ 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算 円 円					
	④ 特別管理加算 円 円					
	⑤ 退院時共同指導加算 円 × 回 円					
	⑥ 特別管理指導加算 円 × 回 円					
	⑦ 退院支援指導加算 円 円					
	⑧ 在宅患者連携指導加算 円 円					
	⑨ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 円 × 回 円					
小 計 ② 円						
⑩ 情報提供療養費 ③ 円						
⑪ 訪問看護ターミナルケア療養費 ④ 円						
合 計 ⑤ ①+②+③+④ 円						
⑥ ①.5×⑤ 円						
※ 決 定 円						

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番黒刷りとすること。

○公害医療機関の診療報酬の請求について（平成9年3月31日環保企第166号）（抄）

改 正 後	現 行
Ⅲ 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項 第2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。 (14) 「⑩基本療養費」欄について ア 「⑪」欄について 保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は⑪の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑪の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合は⑪の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01の1のイの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。また、週4日以降の訪問	Ⅲ 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項 第2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。 (14) 「⑩基本療養費」欄について ア 「⑪」欄について 保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は⑪の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑪の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合⑪の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01のイの（一）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。また、週4日以降の訪問看護を行

看護を行った場合は行を改めて訪問看護告示別表01の1のイの(2)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、指定訪問看護を保健師、助産師又は看護師が行った場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のイに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「(3人以上)(週3日目まで)(週4日目以降)」の「円×日」の項を使用すること。

イ 「⑫」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の1の口の(1)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の0

った場合は行を改めて訪問看護告示別表の1のイの(1)の(二)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注6に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

イ 「⑫」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の口の(1)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の01の

1の1の口の(2)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、准看護師が指定訪問看護を行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2の口に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「(3人以上)(週3日目まで)(週4日目以降)」の「円×日」の項を使用して同様に記載すること。

ウ 「⑬」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の注6に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

カ 「⑭」欄について

緊急時訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注9に掲げる緊急時訪問看護加算の額及び当該月において訪

口の(2)に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額(特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額)及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ウ 「⑬」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の注6に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

カ 「⑭」欄について

緊急時訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注9に掲げる緊急時訪問看護加算の額及び当該月において訪

問した日数を「 円× 日」の項に記載し、これらに乗じて
得た額を右側の「 円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「⑮」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が2時間を超える訪問看護を
実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注10に掲げる長時間
訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「 円×
日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「 円」の項にそれ
ぞれ記載すること。

ク 「⑯」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対し
て、訪問看護ステーションの保健師、助産師又は看護師が同時に
訪問看護を行った場合は看護師等の「 円× 日」の項に、
准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の
「 円× 日」の項に、理学療法士、作業療法士、又は言語
聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「 円×
日」の項に、看護補助者が同時に訪問看護を行った場合は、看護
補助者の「 円× 日」の項に、訪問看護告示別表の01の
注12に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問し
た日数を記載し、これらに乗じて得た額を右側の「 円」に記載
すること。

ケ 「⑰」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間（午後6時から午後10
時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を
実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる夜間・
早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を

問した日数を「 円× 日」の項に記載し、これらに乗じて
得た額を右側の「 円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「⑮」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が2時間を超える訪問看護を
実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注10に掲げる長時間
訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「 円×
日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「 円」の項にそれ
ぞれ記載すること。

ク 「⑯」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対し
て、訪問看護ステーションの保健師、助産師又は看護師が同時に
訪問看護を行った場合は看護師等の「 円× 日」の項に、
准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の
「 円× 日」の項に、理学療法士、作業療法士、又は言語
聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「 円×
日」の項に、看護補助者が同時に訪問看護を行った場合は、看護
補助者の「 円× 日」の項に、訪問看護告示別表の01の
注12に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問し
た日数を記載し、これらに乗じて得た額を右側の「 円」に記載
すること。

ケ 「⑰」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間（午後6時から午後10
時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を
実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる夜間・
早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を

「 円× 日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「 円」の項にそれぞれ記載すること。

コ 「⑱」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「 円× 日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「 円」の項にそれぞれ記載すること。

サ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(16) 「㉔管理療養費」欄について

ア 「㉔管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「 円 + 円× 日」の項の左側の「 円 +」の項に訪問看護告示別表の02の1に掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。

イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「 円× 日」の項に訪問看護告示別表の02の2に掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。

エ 「㉕」欄について

24時間対応体制加算又は24時間連絡体制加算を算定した場合は、「24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算」のいずれかに○を付け、「 円」の項に訪問看護告示別表の02の注2に掲げる額を記載すること。

「 円× 日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「 円」の項にそれぞれ記載すること。

コ 「⑱」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「 円× 日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「 円」の項にそれぞれ記載すること。

サ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(16) 「㉔管理療養費」欄について

ア 「㉔管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「 円 + 円× 日」の項の左側の「 円 +」の項に訪問看護告示別表の02の1に掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。

イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「 円× 日」の項に訪問看護告示別表の02の2に掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。

エ 「㉕」欄について

24時間対応体制加算又は24時間連絡体制加算を算定した場合は、「24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算」のいずれかに○を付け、「 円」の項に訪問看護告示別表の02の注2に掲げる額を記載すること。

オ 「㉓」欄について

特別管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注3に掲げる額を記載すること。

カ 「㉔」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を退院時共同指導加算の「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。さらに、当該患者が厚生労働大臣の定める特別な管理を必要とする者で特別管理指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注5に掲げる額及び当該月において特別管理指導加算を算定した回数の合計を特別管理指導加算の「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。特別管理指導加算は、厚生労働省が定める疾病等の患者については当該入院中に2回に限り算定できる。

キ 「㉕」欄について

退院支援指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注7に掲げる額を記載すること。

ク 「㉖」欄について

在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注8に掲げる額を記載すること。

ケ 「㉗」欄について

在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問

オ 「㉓」欄について

重症者管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注3に掲げる額を記載すること。

カ 「㉔」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を退院時共同指導加算の「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。さらに、当該患者が厚生労働大臣の定める特別な管理を必要とする者で特別管理指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注5に掲げる額及び当該月において特別管理指導加算を算定した回数の合計を特別管理指導加算の「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。特別管理指導加算は、厚生労働省が定める疾病等の患者については当該入院中に2回に限り算定できる。

キ 「㉕」欄について

退院支援指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注7に掲げる額を記載すること。

ク 「㉖」欄について

在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注8に掲げる額を記載すること。

ケ 「㉗」欄について

在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問

看護告示別表の02の注9に掲げる額及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。

(17) 「㊸情報提供療養費」欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の03に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載すること。

(18) 「㊹訪問看護ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の05に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

看護告示別表の02の注9に掲げる額及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。

(17) 「㊸情報提供療養費」欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の03に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載すること。

(18) 「㊹訪問看護ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の05に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

I 公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する事項

病院又は診療所である公害医療機関の診療報酬の請求については、公害診療報酬請求書に公害診療報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害診療報酬請求書（様式第一号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害診療報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
入院分については様式第二号(一)の「合計」欄の「⑦」欄の、入院外分については様式第二号(二)の「合計」欄の「⑤」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「医療機関コード」欄について
診療報酬請求書等の記載要領等について(昭和51年8月7日付け保険発第82号。以下「厚生労働省記載要領通知」という。)別添2第4によりそれぞれの医療機関について定められた医療機関コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事(市長)殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害診療報酬明細書（様式第二号）については、次により取り扱われたいこと。

- 1 入院及び入院外はそれぞれ別個の公害診療報酬明細書を使用すること。
- 2 公害診療報酬明細書（入院）の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「平成 年 月分」欄について
診療の行われた年月を記載すること。
 - (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
 - (3) 「氏名」欄について
ア 診療を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
 - (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である病院又は診療所の所在地及び名称を記載すること。
 - (5) 「疾病名」欄について
第一種地域に係る被認定者の場合、「(1)」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「(2)」以下の項には、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。
 - (6) 「診療開始日」欄について
「疾病名」欄に記載した疾病の診療開始日を当該疾病名を記載した項に記載すること。
認定疾病が複数ある場合は、「(1)」の項に認定疾病の記号と併せてそれぞれの認定疾病の診療開始日を記載すること。
 - (7) 「転帰」欄について
治癒した場合には「治癒」を、死亡した場合には「死亡」を、中止又は転医の場合には「中止」をそれぞれ○で囲むこと。

なお、「疾病名」欄の疾病名が複数ある場合は、「疾病名」欄の該当する番号を記載すること。

- (8) 「診療実日数」欄について
入院日数を記載すること。
他疾病を主として入院している場合には、認定疾病に係る療養を行った日数を数え付記すること。
- (9) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について
公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号。以下「公害診療報酬告示」という。）別表「第1章公害疾患特掲診療費第2入院料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「（1点10円）点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「（1点12円）点」欄に点数を記載すること。
- (10) 「㊸注射」欄について
注射の手技料を算定した場合は、注射の種類を記して回数及び注射の手技料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、薬剤の項に回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。
- (11) 「㊹画像診断」欄について
画像診断に当たって薬剤、特定保険医療材料料を使用した場合は、「フィルム等」の項に回数及び点数を記載すること。
- (12) 「㊺入院」欄について
ア 「入院基本料・加算」の項には、入院基本料に係る1日当たりの所定点数（入院基本料及び入院基本料等加算の合計。なお、入院期間に関わらず、診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部の例によること。）及び日数を「 × 日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「（1点12円）点」の欄に記載すること。ただし、入院基本料が月の途中で変更した場合はそれぞれの所定点数と日数について同様に記載すること。
なお、入院基本料と入院基本料等加算を区分して、同様に記載することも差し支えない。
- イ 「公害入院療養指導料」の項は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導を行った場合に、その所定点数を算定すること。
公害入院療養指導料の点数が月の途中で変更した場合は、公害診療報酬告示別表第1章の第2の1の（1）に掲げる入院の日から起算した期間によって定まる1日当たり所定点数及び日数をそれぞれ「 × 日間」の項に記載し、それらを乗じて得られる点数の合計を「（1点10円）点」の欄に記載すること。
- ウ 「清浄空気室管理料」の項は、入院患者を当該室に収容した日数及び点数を記載すること。
- エ 「その他」の項は、特定入院料等を算定した場合にその点数（入院期間に関わらず医科点数表第1章第2部の例によること）を「（1点12円）点」欄に記載すること。また、「（1点12円）点」の欄に記載した診療に使用した薬剤等の点数を「（1点10円）点」の欄に記載すること。
- (13) 「小計」欄について
ア 「①」欄には、「（1点12円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。
イ 「②」欄には、「（1点10円）点」の枠に記載された点数の合計を記載すること。
- (14) 「㊻食事」欄について
「基準」の「 円× 回」の項には、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表（以下「食事算定表」という。）の食事療養に係る1食当たりの所定金額及び食事療養を行った回数を記載し、それらに乘じて得られる額を右側の「 円」の項に記載すること。
なお、特別食加算を算定した場合には、「特別」の「 円× 回」の項に、食事算定表の1食当たりの所定金額及び特別食を行った回数を記載し、食堂加算を算定した場合には、「食堂」の「 円× 日間」の項に、食事算定表の1日当たりの所定金額及び日数を記載し、それぞれについて、それらを乗じて得られる額を右側の「 円」の項に記載すること。
「③」欄は、食事療養に係る金額の合計を記載すること。

なお、食事療養に係る金額の合計に 1.2 を乗じた金額は「⑥」欄に記載するので注意すること。

(15) 「摘要」欄について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

(16) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅡの第3の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

3 公害診療報酬明細書（入院外）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

(1) 「平成 年 月分」欄、「公害医療手帳の記号番号」欄、「氏名」欄、「公害医療機関の所在地及び名称」欄、「疾病名」欄、「診療開始日」欄及び「転帰」欄の記載上の注意事項は、2の(1)から(7)によること。

(2) 「診療実日数」欄について

診療を行った日数を記載すること。

なお、在宅患者訪問看護・指導料等を算定した日に医師の診療が行われない場合も診療実日数として数え記載すること。その際、「摘要」欄に医師の診療が行われない日に算定された在宅患者訪問看護・指導料等の名称を記載すること。

(3) 公害診療報酬明細書の点数表示欄について

公害診療報酬告示別表「第1章公害疾患特掲診療費第1診察料」及び「第3章その他の診療報酬1薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用」については、「(1点10円)点」欄に点数を記載すること。「第3章その他の診療料2その他」については、「(1点15円)点」欄に点数を記載すること。

(4) 「⑬医学管理」欄について

ア 「公害相談」の項には、公害疾患相談料を算定した場合にその回数及び点数を記載すること。

イ 「公害外来療養指導」の項には、

(ア) 公害外来療養指導料を算定した場合にその所定点数を記載すること。

(イ) 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合の加算（以下「ネブライザー加算」という。）を算定した場合は、当該加算を算定した点数を記載し、「摘要」欄に㉞の記号を表示すること。

(ウ) 公害診療報酬告示別表第1章公害疾患特掲診療費第1診察料の2の注6ただし書の規定により公害外来療養指導料とみなされる指導料等を算定した場合においてネブライザー加算を算定した場合は、当該加算の点数のみを記載し、当該加算の基となる指導料等の点数については、「⑬医学管理」欄の「その他」の項又は「⑭在宅」欄の「その他」の項に記載すること。また、ネブライザー加算を算定した場合にあっては、「摘要」欄に㉞の記号を表示すること。

ウ 「その他」の項には、医科点数表第2章第1部の例により算定した場合にその記号、回数及び点数を記載すること。

(5) 「㉞注射」欄について

皮下筋肉内注射及び静脈内注射を行った場合は、「㉞ 皮下筋肉内」及び「㉞ 静脈内」の項に、その他の注射を行った場合は、「㉞ その他」の項に、注射の種類を記して、それぞれ回数及び注射料に係る点数を記載すること。薬剤料、特定保険医療材料料については、「㉞ 薬剤」の項にそれぞれ回数及び点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの使用薬剤の薬名、使用量及び回数等を記載すること。なお、注射の手技料を包括する点数を算定するに当たって、併せて当該注射に係る薬剤料を算定する場合は「㉞ 薬剤」の項及び「摘要」欄に同様に記載すること。

(6) 「㉞その他」欄について

リハビリテーション料を算定した場合は、中段に当該項目、算定単位数及び合計点数を記載するとともに、「摘要」欄に実施日数を記載すること。また、精神科専門療法を算定した場合は、中段に当該項目、回数及び合計点数を記載すること。

(7) 「摘要」欄について

ア 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）の第5章第6の2に基づき、療養手当の請求に係る療養日数を証明する書類として、公害診療報酬明細書が利用される場合があるので、訪問看護指示料を算定した明細書につ

いては、「診療実日数」欄に係る診療を行った日の日付をすべて記載すること。この場合、1～31の数字を記載し、日付を○で囲むことによって日付の記載に代えても差し支えないこと。

イ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（通知）（平成10年3月31日老健第70号・保険発第51号）が適用される場合は、調整に係る包括点数の名称を記載すること。

- (8) その他
2の(16)によること。

II 公害調剤報酬請求書及び公害調剤報酬明細書に関する事項

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「⑩」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「薬局コード」欄について
厚生労働省記載要領通知別添2第4によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード7桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地・名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について
処方せんを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。
- (6) 「処方せんを交付した医師の氏名」欄について
処方せんを交付した医師の氏名を記載すること。
- (7) 「処方せん受付回数」欄について
調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。
- (8) 「処方」欄について
所定単位（内服薬にあっては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあって

は1調剤分)ごとに、調剤した医薬品名、用量(処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあつては1回用量及び1調剤分の投薬全量)、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。

- (9) 「調剤報酬点数」欄について
「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。
- (10) 「小計」欄について
 - ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。
 - イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。
 - ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。
- (11) 「① 調剤基本料」欄について
調剤基本料に処方せん受付回数を乗じた点数を記載すること。
- (12) 「②時間外等加算」欄について
調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。
- (13) 「③薬学管理料」欄について
薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。
- (14) 「合計」欄について
 - 「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15を乗じて得られる額を記載すること。
 - 「⑨」欄には、「⑤」欄の点数(薬剤料の点数の合計)に10を乗じて得た額を記載すること。
 - 「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。
- (15) その他
前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のIVの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

Ⅲ 公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項

公害訪問看護報酬を請求しようとするときは、訪問看護ステーション等(公害健康被害の補償等に関する法律施行規則(昭和49年総理府令第60号)第16条第1号に規定する訪問看護ステーション等という。)ごとに公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書を添えて行うものであること。

第1 公害訪問看護報酬請求書(様式第五号)の記載上の注意事項は、次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「平成 年 月 日」欄について
当該請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「ステーションコード」欄について
健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、訪問看護療養費請求書等の記載要領について(平成18年3月30日保医発0330008号。以下「訪問看護記載要領通知」という。)別添1により、それぞれのステーションについて定められたステーションコード七桁を記載すること。なお、その他の事業者にあつては記載を要しない。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
事業者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事(市長)殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。

1 公害訪問看護報酬明細書の記載に関する一般的事項

同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1枚の明細書にまとめて記載すること。

2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1男 2女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1明 2大 3昭 4平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「心身の状態」欄について
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力（ADL）の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載すること。
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載すること。
- (6) 「訪問開始年月日」欄について
当該訪問看護を開始した年月日を記載すること。
- (7) 「訪問終了年月日時刻」欄について
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載すること。
- (8) 「実日数」欄について
当該月における訪問看護を行った日数を記載すること。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載すること。
- (9) 「訪問終了の状況」欄について
症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2施設」の、保険医療機関等に入院した場合は「3医療機関」の、死亡した場合は「4死亡」のそれぞれの番号を○で囲むこと。また、上記に該当しない場合は「5その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載すること。
- (10) 「死亡時刻」欄について
訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載すること。
- (11) 「指示期間」欄について
ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載すること。
なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなすこと。
イ 主治医から、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「（特別指示期間）」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載すること。また、別に厚生労働大臣が定める者について、1ヶ月に2回目の特別訪問看護指示書の交付を受け訪問看護を実施した場合は、行を改めて「（特別指示期間）」欄に記載すること。
なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別指示による訪問看護を実施した場合にあっては、特別指示があった前月の年月日についても「（特別指示期間）」欄に1回目又は2回目の区別がわかるよう記載すること。
- (12) 「主治医の属する医療機関の名称」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載すること。
- (13) 「主治医の氏名」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載すること。

(14) 「⑩基本療養費」欄について

ア 「⑪」欄について

保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は⑪の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑪の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合は⑪の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定は、訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01の1のイの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。また、週4日以降の訪問看護を行った場合は行を改めて訪問看護告示別表の01の1のイの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、指定訪問看護を保健師、助産師又は看護師が行った場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のイに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「（3人以上）（週3日目まで）（週4日目以降）」の「円×日」の項を使用すること。

イ 「⑫」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の1のロの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の01の1のロの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、准看護師が指定訪問看護を行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「（3人以上）（週3日目まで）（週4日目以降）」の「円×日」の項を使用すること。

ウ 「⑬」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の注7に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数およびこれらに乗じて得た額を記載すること。

オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。

カ 「⑭」欄について

緊急時訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注9に掲げる緊急時訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「⑮」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が2時間を超える訪問看護を実施した場合は、訪問看護告

示別表の01の注10に掲げる長時間訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ク 「⑩」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師又は看護師が同時に訪問看護を行った場合は看護師等の「円×日」の項に、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は下段の准看護師の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「円×日」の項に、看護補助者が同時に訪問看護を行った場合は、看護補助者の「円×日」の項に、訪問看護告示別表の01の注12に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」に記載すること。

ケ 「⑪」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる夜間・早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

コ 「⑫」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜（午後10時から午前6時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の01の注13に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

サ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

(15) 「訪問日」欄について

- ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲むこと。
ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲むこと。
- イ 訪問看護を行った日について、1日に2回以上訪問を行った場合は、その日付を◎で囲み、1日3回以上訪問を行った場合は、その日付を◇で囲むこと。
- ウ 長時間訪問看護加算を算定した場合は、その日付を□で囲むこと。

(16) 「⑳管理療養」欄について

- ア 「㉑管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円+円×日」の項の左側の「円+」の項に訪問看護告示別表の02の1に掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。
- イ 月の2日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円×日」の項に訪問看護告示別表の02の2に掲げる1日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から1を引いた日数を記載すること。
- ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載すること。
- エ 「㉒」欄について

24時間対応体制加算又は24時間連絡体制加算を算定した場合は、「24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算」のいずれかに○を付け、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注2に掲げる額を記載すること。

オ 「㉓」欄について

特別管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の02の注3に掲げる額を記載すること。

カ 「㉔」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注4に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を退院時共同指導加算の「円×回」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。さらに、当該患者が厚生労働大臣の定める特別な管理を必要とする者で特別管理指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注5に掲げる額及び当該月において特別管理指導加算を算定した回数の合計を特別管理指導加算の「円×回」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。特別管理指導加算は、厚生労働省が定める疾病等の

患者については当該入院中に2回に限り算定できる。

キ 「㉔」欄について

退院支援指導加算を算定した場合は、「 円」の項に訪問看護告示別表の02の注7に掲げる額を記載すること。

ク 「㉕」欄について

在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「 円」の項に訪問看護告示別表の02の注8に掲げる額を記載すること。

ケ 「㉖」欄について

在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の02の注9に掲げる額及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「 円× 回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「 円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても1回に限り算定すること。

コ 「②」欄には、管理療養に係る金額の合計を記載すること。

(17) 「㉑情報提供療養費」欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の03に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載すること。

(18) 「㉒訪問看護ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の05に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

(19) 「合計」欄について

ア 「⑤」欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載すること。

イ 「⑥」欄には、「⑤」欄の金額に1.5を乗じて得られる額を記載すること。

(20) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第2の相当する項目の記載要領によること。